

# 電子署名を付与しない建築確認等の電子申請について

令和3年1月の建築基準法施行規則の改正及び、令和3年2月に発出された「建築確認手続き等における電子申請の取扱いについて(技術的助言)国住指第3661号」により、確認申請書等の押印廃止及び添付図書への設計者の押印が廃止され、設計者の電子署名も不要となりました。(設計図書への設計者の氏名の記載は必要です)

## 当センターの対応

左記の法令等の改正に伴い、令和3年7月1日付で、確認検査業務規程(以下「業務規程」という)の変更認可を受け、同日より電子署名を付さない電子申請が可能となりました。

## ■ 電子申請対象となる規模等(業務規程第53条)

1. 法第6条の4第1項各号に掲げる建築物(いわゆる確認検査の特例物件)
2. 令第138条第1項各号に掲げる工作物(広告塔・擁壁等)
3. 令第146条第1項第1号に掲げる建築設備(昇降機等)

### その他

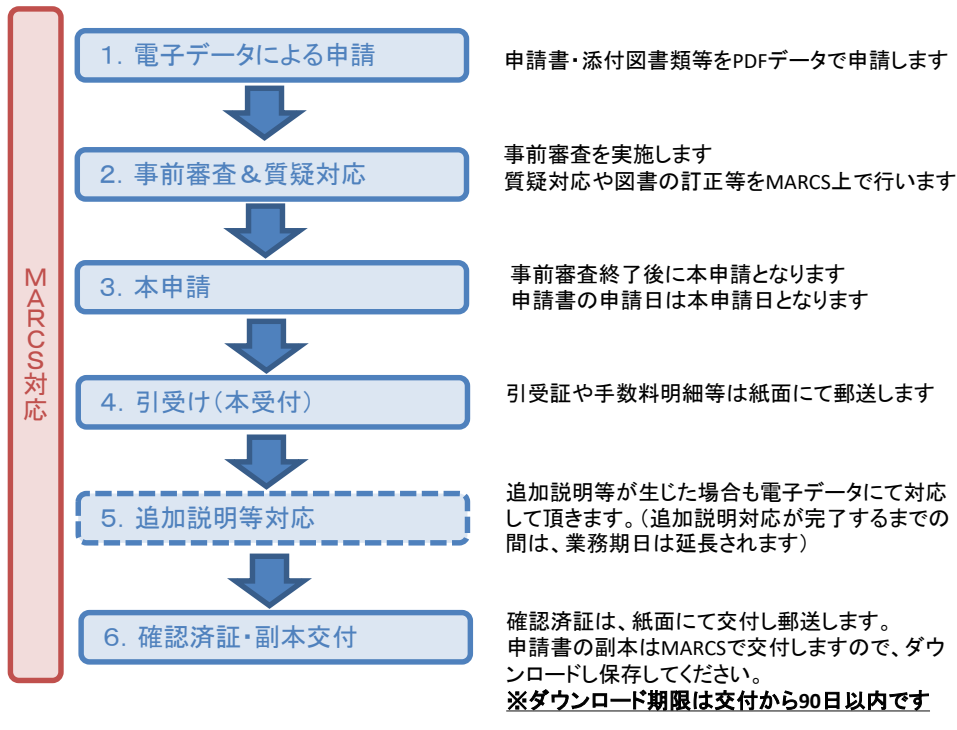
特例無し建築物等においても、センターと協議のうえ電子申請出来るものもあります。  
消防同意物件につきましては、所管する消防署の都合により電子申請をお断りさせていただく場合があります。

## ■ 電子申請ご利用までの手順

- ① MARCS利用規約に合意
- ② MARCSご利用登録(ユーザーID等の発行)
- ③ 申請手数料の月締め契約  
(現金や銀行振込み等の手数料の都度支払いは対応できません)

ご不明な点は、当センター営業担当がご説明致します

## 確認申請のフロー(概要)



## 検査申請のフロー(概要)

